

議案第37号

葛飾区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 6 月12日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、要配慮個人情報の定義を定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区個人情報の保護に関する条例（昭和60年葛飾区条例第27号）の一部を次のように改正する。

本則（第7条及び第27条の4を除く。）及び付則第2項中「執行機関」を「実施機関」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第14号を第16号とし、第2号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第

58号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 法第2条第4項に規定する要配慮個人情報及び葛飾区規則で定める個人情報をいう。

第5条第1項及び第2項中「収集」を「収集し、」に改める。

第6条第1項中「個人情報（」の次に「要配慮個人情報及び」を加え、「又はその代理人（本人が未成年者若しくは成年被後見人の場合の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。）」を「、その法定代理人（本人が未成年者又は成年被後見人の場合の法定代理人をいう。以下同じ。）又は本人の委任による代理人」に改める。

第7条を次のように改める。

(要配慮個人情報の収集及び保有)

第7条 実施機関は、要配慮個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集する場合は、第3項に規定する場合を除き、本人又はその法定代理人から直接収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により要配慮個人情報を収集しようとするときは、次の各号に掲げる事項を本人又はその法定代理人に明示しなければならない。

- (1) 利用目的
- (2) 管理責任者
- (3) 収集に応じない場合の不利益に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人又はその法定代理人以外のものから要配慮個人情報を収集し、及び保有することができる。

- (1) 本人又はその法定代理人の同意があるとき。
- (2) 法令に特別の定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が保護委員会の意見を聴いて定めたとき。

4 実施機関は、前項第4号の規定により要配慮個人情報を収集し、及び保有したときは、保護委員会が特に必要がないと認めた場合を除き、その事実を本人又はその法定代理人に通知しなければならない。

第10条第1項中「記録しておかなければならない」を「記載した個人情報ファイル簿を作成しなければならない」に改め、同項第3号中「第7号」を「以下この項」に改め、同項中第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 記録情報の収集方法

(5) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第10条第2項中「記録しておかなければならない」を「記載した保有個人情報提供等記録簿を作成しなければならない」に改め、同項ただし書中「前項第7号」を「前項第9号」に改め、同項第1号中「個人情報ファイル」の次に「の目的外利用又は外部提供をするときは、個人情報ファイル」を加え、同項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 保有個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第17条第1項及び第2項中「本人等」の次に「（要配慮個人情報を含む保有個人情報の外部提供をする場合は、本人又はその法定代理人）」を加え、同条第3項中「、保有個人情報の外部提供」を「保有個人情報（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）の外部提供」に改め、同条第5項中「及び第3項」を「、第3項又は第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前項第7号」を「第3項第7号又は前項第3号」に改め、「本人等」の次に「（要配慮個人情報を含む保有個人情報の外部提供をする場合は、本人又はその法定代理人）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 実施機関は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人又はその法定代理人の同意を得ないで保有個人情報（要配慮個人情報に限る。）の外部提供をすることができる。

(1) 法令に特別の定めがあるとき。

(2) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が保護委員会の意見を聴いて定めたとき。

第17条の2第2項中「法令に特別の定めがある」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 本人等の同意があるとき。
- (2) 法令に特別の定めがあるとき。
- (3) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人のシステムと結合するとき。
- (4) 送受信する情報が、出版、報道等により、公にされた個人情報であるとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 個人情報に係る業務を委託し、又は指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合であって、その業務を遂行する上で必要であると認められるとき。

第18条第2項中「場合は」の次に「、次の各号に掲げる場合を除き」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 本人等の同意があるとき。
- (2) 法令に特別の定めがあるとき。
- (3) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に業務を委託するとき。
- (4) 委託する業務で利用される個人情報ファイルの情報が、出版、報道等により、公にされた個人情報であるとき。

第20条第3項第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加え、同号ウ中「職及び」を「職、氏名及び」に改める。

第20条の2第2項中「閲覧等請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等」を「記述等及び個人識別符号」に改める。

第21条の3第1項各号及び第2項各号中「とき。」を「とき」に改める。

第27条の3及び第27条の4を次のように改める。

第27条の3及び第27条の4 削除

第27条の7を次のように改める。

第27条の7 削除

第27条の8中「前2条」を「第27条の6」に改める。

第31条中「第2条第3号ア」を「第2条第5号ア」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第7条の規定による要配慮個人情報の収集及び保有並びに改正後の第17条の規定による要配慮個人情報の外部提供に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 3 葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

本則、別表第1及び別表第2中「執行機関」を「実施機関」に改める。

第2条第2号中「第2条第5号」を「第2条第7号」に改める。